

4. 補足説明

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、独自に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を判断しております。

<社外役員の独立性判断基準>

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」といい、候補者を含む）の独立性は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性基準を前提としつつ、現在及び最近（注1）において以下のいずれの要件にも該当しないことを判断の基準とする。

1. 当社を主要な取引先とする者（注2）、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者（注3）
2. 当社の主要な取引先（注4）、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
5. 当社の主要株主（注5）、又はその者が法人等の場合にはその業務執行者
6. 次に掲げる者（重要（注6）でない者を除く）の近親者（注7）

- (1) 上記1.～5.に該当する者
- (2) 当社及びその子会社の取締役、監査役、及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当社を主要な取引先とする者とは、当社から最上位の与信供与を受けている者であり、かつ当社の取引方針の変更によって事業継続に甚大な影響を受ける者とする。

（注3）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者とする。

（注4）当社の主要な取引先とは、当社からの借入金残高が当社の貸出金残高の2%以上を占めている先とする。

（注5）当社の主要株主とは、直近事業年度末における議決権所有割合が10%以上の株主とする。

（注6）重要とは、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等をいう。

（注7）近親者とは、二親等以内の親族とする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。